

## 平成 29 年度第 2 回研修会報告

千葉市生涯学習センターにおいて、平成 29 年度第 2 回研修会を開催しました。

今回は、「法的視点から見た図書館の困難事例」をテーマに、<sup>やりみず みちお</sup> 鎌水三千男氏(千葉県市町村総合事務組合 法務専門員)にご講義いただきました。

図書館の窓口で起こり得るさまざまな困難事例を、法的視点からわかりやすくご説明いただき、自分が実際に困難事例に直面した際、どのように対処すべきかを考えることのできる、大変貴重で、非常に有意義な研修会となりました。



千葉市生涯学習センター

日 時 平成 30 年 1 月 23 日(火) 15 時 00 分～17 時 00 分

会 場 千葉市生涯学習センター3 階 研修室 1

テーマ「法的視点から見た図書館の困難事例」

講師 <sup>やりみず みちお</sup> 鎌水 三千男氏

## 研修会報告

### 平成 29 年度第 2 回研修会『法的視点から見た図書館の困難事例』を受講して

千葉市稲毛図書館

齋藤 英彦

平成30年1月23日(火)、千葉市生涯学習センター3階研修室にて、千葉市図書館情報ネットワーク協議会主催による平成29年度第2回研修会が開催されました。講師に<sup>やりみず みちお</sup> 鎌水 三千男氏をお招きし、「法的視点から見た図書館の困難事例」と題して研修会が行われました。

鎌水氏は、平成24年3月31日まで千葉県職員として政策法務室長等自治体法務に係る業務を担当され、現在は千葉県市町村総合事務組合の法務専門員としてご活躍されています。著書に「JLA図書館実践シリーズ12 図書館と法 図

書館の諸問題への法的アプローチ」(発行:日本図書館協会)、「図書館が危ない!運営編」(共著、発行:エルアイユー)などがあります。今回の研修は、図書館における代表的な窓口対応等「ある、ある」を法的に分析し、職員が日々の業務を自信を持ってスムーズに行えるよう、一步前進することができた研修であったと感じています。では、簡単にですが研修の内容に触れていきます。

#### 1. 図書館をとりまく社会のいま

最近の一般的な社会における傾向として、「自分の責任はなかった

ことにして、他に責任を求める」他責的な人や、「キレル高齢者」が増えており、図書館においても例外ではないことから、適正な管理を行うためには、図書館で起こり得る様々な困難事例に対して法的知見に裏打ちされた危機管理が求められています。



鎌水三千男氏

## 2. 図書館と法

図書館は、公共施設として住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設ですが、理不尽で執拗な要求等に対しても利用者である住民の言われるままに受け入れなくてはならないものではありません。住民がお互いの権利を尊重しながら利用する公共施設として、多数の利用の調整を念頭に置いた施設であるものなので、図書館利用規則やその他の法令の力を借りて、適正な運営を確保する必要があります。

その他の法令とは、例えば、本を黙って図書館から持ち出した場合は、刑法における「窃盗罪」、本を返すつもりがなくて返却しないのは「詐欺罪」、本を返すつもりはあったが、借りているうちに返すつもりがなくなった場合は「横領罪」、本を故意に破損・汚損した場合は「器物損壊罪」にあたるなど、危機管理に必要な法令がいくつもあります。



## 3. 困難事例への法的視点と対処方法

研修では、実際に日常の窓口での対応等で遭遇する主な具体的な事例について、その法的な考え方や対応方法などを学びました。その代表的なものをご紹介します。

### (1) 複写サービス

図書館資料の複製は、著作権法第31条に「利用者の求めに応じ」とありますが、あくまでも図書館が示す条件を利用者が了解して複写申

込を行い、図書館が許諾することによって成立する民事契約であり、利用者が勝手に著作権の範囲を超えて複写したり料金の減免を求めたりはできません。

### (2) 図書館資料の汚損・破損

図書館資料を汚損・破損又は紛失したものは図書館利用規則により、その損害の賠償として、同じ又は同等の本の弁償を求めています。利用者の中には「古い本であったのになぜ弁償が必要か」などと弁償についてなかなか聞き入れてもらえないケースがあります。図書館としては、図書館資料の紛失や汚損などによって本を次の利用者に提供することができなくなり、大きな損害を受けたこととなります。弁償を求めるのは、本の財産的価値を回復するためではなく、住民の図書館資料利用権を保障するために原則、現物返却を求めることとなります。

### (3) 図書館資料の返却滞納

図書館資料を借りたまま返却しないにもかかわらず返却したと主張する利用者、督促を行っても効果がない者への利用制限については、地方自治法第244条第2項の規定に「普通地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とありますが、逆に解釈すると、正当な理由があれば利用制限を課することも可能となります。利用者の利用権を侵害していることにより、長期図書館資料滞納者に対して、一定期間の貸出制限や停止の利用制限を課す場合は、図書館利用規則に規定を設けておくことが望ましいとされています。また、滞納に係る図書館資料を、十分な督促や調査をせず、安易に除籍したりすると、適正

な財産管理を怠ったという理由で住民監査請求や住民訴訟に発展する場合がありますので注意が必要です。

以上の他、図書館職員に対する暴言、利用者からの執拗な要求、ホームレス風の利用者に対する苦情等々、実際に窓口で遭遇する事象への対応について、図書館職員の立場から関係法令を読み解き、ひとつずつ凝縮された説明をいただきました。



## 4. 研修をとおして感じたこと

日々の窓口では、複数の職員が大勢の利用者の対応をしており、その職員一人ひとりの対応に差がある場合など、「人によって言うことが違っている。」と指摘され、トラブルに発展しやすい状況があります。困難事例に対応するためには、危機管理に特化したマニュアルを作成し、職員間で研修するなど共通理解を、また教育委員会全体で対応することが必要であると感じました。

中には、理不尽で暴力的な利用者に対応しなければならない場面もあります。利用者から求められていることが法的にどのようなものであるかをしっかりと理解することによって、利用者に対してわかりやすく説明することが可能であり、それでも理不尽なことを求められた場合などは、「できません。」と毅然たる態度で接する勇気が必要です。また暴力的な場合などは、一人で対応せずに複数で対応するようにし、必要であ

れば警察に通報するなど組織的な対応が求められてきます。解っているつもりでも、実際に対応が必要な場面になると、どこか不安でなかなか思うように体が動きません。

今回の研修を受講し、具体的な日々の「ある、ある」を、感覚で対応していた部分が、根拠法令をたどる

ことにより、より客観的に分析し、解決への道筋を得ることができたように思います。繰り返し、業務について関係する法令を理解する習慣をつけることにより、自分が強くなるものだと実感しました。研修中、講師は常に「個人の見解では」と強調しておられたのが印象的でした。こ

の言葉は、受講した自分達が、「それぞれのケースの対応方法を研修の結果として覚えるのではなく、再度自分で考え、答えは自分で検証しなさい」とのメッセージであると感じています。貴重な「きづき」を頂くことができた楽しい時間、ありがとうございました。

## お知らせ：千葉市図書館情報ネットワーク協議会ホームページ

千葉市図書館情報ネットワーク協議会では、協議会の講演会や加盟館紹介展等の情報、各加盟館のイベント情報、採用情報、Network 通信(機関紙)、加盟館 MAP、加盟館データ等を千葉市図書館情報ネットワーク協議会ホームページにて掲載しています。



千葉市図書館情報ネットワーク協議会  
Chiba City Association of Libraries

ホーム 概要 会則 蔵書検索 Network通信 加盟館イベント情報 加盟館データ 加盟館MAP 図書館採用情報

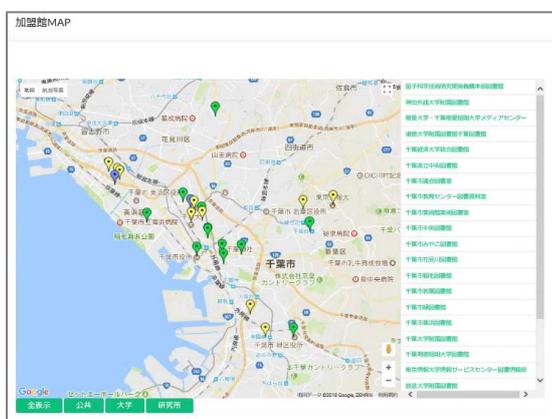
お知らせ

加盟館イベント情報を更新しました。：千葉市中央図書館  
2018年3月2日

加盟館イベント情報を更新しました。：千葉市花見川図書館  
2018年2月10日

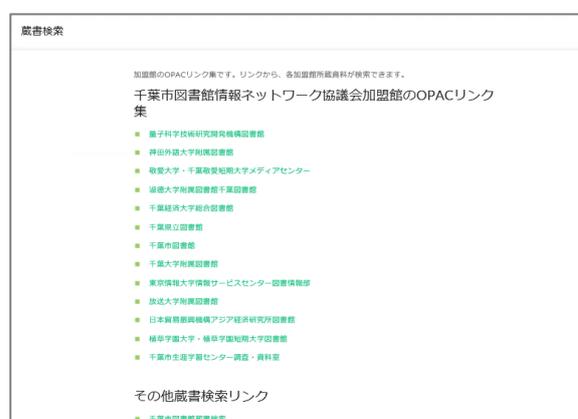
EVENT

千葉市図書館  
情報ネットワーク  
協議会ホームページ  
<http://www.ccal.jp/>



加盟館MAP

加盟館MAP/GoogleMAPに各加盟館をマッピング。ストリートビューで近隣の景色が確認できます。



蔵書検索

加盟館のOPACリンク集です。リンクから、各加盟館所蔵資料が検索できます。

千葉市図書館情報ネットワーク協議会加盟館のOPACリンク集

- 電子科学技術研究開発機構図書館
- 神奈川大学附属図書館
- 敬愛大学・千葉敬愛短期大学メディアセンター
- 慶徳大学附属図書館千葉図書館
- 千葉経済大学総合図書館
- 千葉県立図書館
- 千葉市図書館
- 千葉大学附属図書館
- 東京保健大学保健サービスセンター図書館
- 放送大学附属図書館
- 日本貿易振興機構アジア経済研究所附属図書館
- 稲草学園大学・稲草学園短期大学図書館
- 千葉市生涯学習センター 調剤部

その他蔵書検索リンク

- 千葉市図書館蔵書検索

蔵書検索/加盟館の OPAC(資料検索)リンク一覧です。各加盟館の検索ページに直接アクセスできます。

## 加盟館紹介：東京情報大学情報サービスセンター図書情報部

東京情報大学情報サービスセンター図書情報部は、4号館(総合情報センター棟2階,3階)にあります。4号館(総合情報センター棟)2階のライブラリー・エリアは、大学図書館とインターネット等のネットワーク環境を融合した「ハイブリッド型図書館」で、様々なサービスを提供しています。



### 東京情報大学情報サービスセンター 図書情報部 データ

所在地: 千葉市若葉区御成台 4-1  
TEL: 043-236-4617 FAX: 043-236-2662  
開館日時: 平日 9:00-20:00(長期休暇中 18:00  
まで)、土 10:00-16:00  
休館日: 日・祝日・法人創立記念日(3月6日)、  
その他大学が定めた日

利用対象: 高校生以上(利用申請書の提出)

その他:

【閲覧】可: 高校生以上、利用申請書の提出。

【貸出】可: 市内及び近隣在住の高校生以上、  
利用申請書の提出。

東京情報大学情報サービスセンター図書情報部  
HP: <http://www.tuis.ac.jp/library/>



1/図書館入口全景。 2/看護図書コーナー。看護医療系図書は今後増加予定。 3/TOSYOJO。本や雑誌などを読みながらゆったりくつろげるスペース。4/AVコーナー。 5/3階閲覧席。静かな森を眺めながら読書やPCを操作できる。6/マルチメディアワークショップ。学生が自由に使えるPC12台を設置している。7/情報検索コーナー。5台のPCから文献情報検索、新聞記事検索、企業・財務情報検索ができる。 8/電動集密書架。

千葉市図書館情報ネットワーク協議会は、千葉市内の館種を越えた図書館ネットワークを通じて、情報提供能力を強固にし、図書館サービスの向上を図ると共に、学術研究及び生涯学習の発展に寄与することを目的として、平成6年1月に設立。このNetwork通信は、加盟館の情報交流並びに協議会の活動状況を加盟館利用者等にお知らせすることを目的とし、平成10年10月から発行。

Network通信 No.54 2018年3月31日発行

千葉市図書館情報ネットワーク協議会事務局：  
〒260-0045 千葉市中央区弁天3-7-7 千葉市中央図書館内  
TEL 043-287-3980 FAX 043-287-4074  
千葉市図書館情報ネットワーク協議会 HP: <http://www.ccal.jp/>

